

お客様各位

「新型コロナウイルス」感染拡大にかかる緊急事態宣言発令に伴う対応について

令和2年4月16日、静岡県において「緊急事態宣言」が発令されたことに伴い、当組合の支店へご来店を予定されているお客さまは、下記のとおりご協力をお願いいたします。

お客さまには大変ご不便、ご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

1. 対象店舗

富士見支店、吉田支店、伊東支店、荻支店、伊豆高原支店
宇佐美支店、下多賀支店（下多賀購買店舗含む）、熱海支店

2. 窓口営業時間（令和2年4月23日（木）～）

| 窓口営業時間 | |
|------------|---------------------------|
| 変更前 | 変更後 |
| 8:30～15:00 | 8:30～11:30 13:00～15:00 |

※11:30～13:00は窓口業務を休業いたします。

※終了日は、新型コロナウイルス感染症拡大等の収束状況等を踏まえ別途お知らせいたします。

3. 窓口でのお取引

当組合では、お客さまと職員の健康・安全を最優先とし、当面の間、職員の交替での勤務等により限られた人員体制で営業を継続いたします。

つきましては、お取引の内容によっては、日時を改めてのご来店をお願いする場合がありますので、ATM等で可能なお取引は、ATM等の利用をお願いいたします。

なお、お急ぎでないご用件につきましては、来店時期をご検討いただくようお願いいたします。

4. ATMやインターネットバンキング等にて代替可能なお取引

現金の入出金、お振込、通帳記帳、ペイジー等は、ATMで可能なお取引です。

また、残高照会、お振込、ペイジー等はインターネットバンキングで可能なお取引です。

ATMやインターネットバンキング等の利用を是非お願いいたします。

5. マスク着用のお願い

ご来店の際にはマスクを着用していただきますよう、また、ご自身の健康状態にもご留意いただき、くれぐれもご無理なされないよう、よろしくお願いいたします。

6. その他

上記に変更があった場合は、随時お知らせいたします。

以上